

自由度の拡大に対応した地方公共団体の 事務処理の適法性の確保等

○ 検討の背景

分権型行政システムへの転換に伴い地方公共団体の裁量が高まるなか、地方公共団体の事務処理の適法性・妥当性の確保が課題となっている。

○ 現行制度

(1) 自治紛争処理委員による審査・勧告

市町村に対する都道府県の関与のうち、処分その他公権力の行使に当たるもの等は、不服のある当該市町村の申出により自治紛争処理委員の審査に付される。この場合、自治紛争処理委員の勧告があったときは、当該都道府県は当該勧告に即して必要な措置を講ずる義務を負う。

(2) 自治紛争処理委員による調停

都道府県と市町村の間の紛争につき、総務大臣は当事者の申請又は職権により自治紛争処理委員の調停に付することができる。

(3) 各大臣による是正の要求・指示

地方公共団体の事務処理が法令の規定に違反し、又は著しく適正を欠き明らかに公益を害している場合、各大臣は当該団体に対し是正の要求・指示をすることができる※。この場合、当該団体は違反を是正改

善すべき法的義務を負う。

※市町村に対しては、原則として都道府県知事その他の執行機関を通じて行う。

○ 検討の視点

1. 自治紛争処理委員制度((1)及び(2))の拡充

・ 市町村に関する都道府県の行為のうち、市町村に対する関与に当たらない行為や補助金・負担金の交付等現在自治紛争処理委員の審査・勧告の対象外の行為について、以下の方策が考えられないか。

— 審査・勧告の対象外の行為のうち、市町村の利害に関わるもの(都道府県から国への申請、経由事務等)を、自治紛争処理委員による審査・勧告の対象とすることが考えられないか。

— 審査・勧告の対象外の行為のうち、市町村に対する補助金・負担金の交付の決定等に関し、不服申出制度を設けることを都道府県に対し法律で義務付けることを検討すべきか。

・ 自治紛争処理委員は事件毎の任命とされているが、その常設化や事務局の設置等事務処理体制の強化は考えられないか。

2. 是正の要求・指示制度((3))の拡充

是正の要求・指示に不服のある地方公共団体は、原則として30日以内に国地方係争処理委員会に対し審査の申出をすることができる。

(都道府県の是正の要求・指示に市町村が不服のある場合には、申出により自治紛争処理委員の審査に付される。)

違法を理由として是正の要求・指示を受けた当該団体が審査の申出をせず、かつ是正改善措置を講じない場合、違法状態が継続することとなる(以下「放置された違法状態」という)。

— この制度の現状に鑑み、「放置された違法状態」を解消する措置を考える必要があるのではないか。

例えば、当該団体の長その他の執行機関は、違法を理由とする是正の要求・指示に対して不服がある場合には、国地方係争処理委員会に対し審査の申出をしなければならないこととする、

しかしなお審査の申出をせず、「放置された違法状態」が続く場合には、各大臣は当該団体が是正の要求・指示に従わなかった旨を公表するとともに、当該団体の長その他の執行機関は、一定期間内に是正の要求・指示にかかる事務処理に関する事実関係及び対応方針を議会に報告しなければならないとする、といったことは考えられないか。

— 上記に挙げた措置によっても「放置された違法状態」が解消されない場合、さらに何らかの措置が考えられるか。

3. 内部機関の監視機能の活用

監査委員又は議会は、当該団体の事務処理が法令の規定に違反し又は著しく適正を欠くと認めるときは監査又は監査請求をしなければならない(現行法では、明確に義務付ける規定はない)とすることは考えられないか。